

福岡県公報

平成19年6月18日
第2691号

目 次

告 示 (第1196号—第1210号)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) 1
解除予定保安林の所在場所等	(治山課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 3
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 3
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 3
建設業の許可の取消し	(建築指導課) 4
土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画	(環境保全課) 5
化学的酸素要求量に係る総量規制基準	(環境保全課) 8
窒素含有量に係る総量規制基準	(環境保全課) 17
りん含有量に係る総量規制基準	(環境保全課) 26
教育委員会	
技能教育のための施設の指定	(教育庁高校教育課) 34
選挙管理委員会	
政治団体の設立届	(地方課) 34
政治団体の届出事項の異動届	(地方課) 36

政治団体の解散届	(地方課) 39
資金管理団体の指定届	(地方課) 40
資金管理団体の届出事項の異動届	(地方課) 41
資金管理団体の指定取消届	(地方課) 42

公安委員会

福岡県警察職員特別賞じゆつ金支給規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課) 43
------------------------------	--------------------

福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課) 43
--	--------------------

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課) 43
----------------------------------	----------------------

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課) 44
----------------------------------	----------------------

正 誤

土地改良区の役員の就任及び退任(平成19年6月福岡県告示第1122号)中正誤 45
--	----------

土地改良区の役員の就任及び退任(平成19年6月福岡県告示第1125号)中正誤 45
--	----------

告 示

福岡県告示第1196号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、直方市感田東土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生渡

退任した理事

氏名	住所
----	----

阿部利忠	直方市大字感田1339番地の1
------	-----------------

福岡県告示第1197号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1(1) 解除予定保安林の所在場所

福岡市早良区大字板屋字トヤノヲ96の185から96の187まで、96の190から96の194まで、字黒牟田101の33、101の34、筑紫郡那珂川町大字五ヶ山字大野1の43、2の10、2の12、字下龜ノ尾1339の13、1339の19、1339の22、1342の1（次の図に示す部分に限る。）

1(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

1(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

福岡市早良区大字板屋字トヤノヲ96の185から96の187まで

2(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

2(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1198号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市新開町3-86及び3-87

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字草木1263番地

株式会社森商事 代表取締役 森 研一郎

福岡県告示第1199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月18日から同年7月2日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した福岡都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福岡市都市整備局都市計画部都市計画課

春日市都市整備部都市計画課

大野城市建設部都市計画課

志免町地域整備課

粕屋町都市整備課

福岡県告示第1200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月18日から同年7月2日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 变更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

福岡市東区香椎浜三丁目、西区橋本一丁目、橋本二丁目、戸切一丁目、戸切二丁目、大字橋本、大字羽根戸、大字千里、大字元岡及び大字桑原の各一部

大野城市大字乙金、乙金東一丁目、乙金二丁目、乙金三丁目、乙金台三丁目、大城二丁目、大城三丁目及び大字牛頸の各一部

糟屋郡粕屋町駕与丁二丁目の一部

3 变更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福岡市都市整備局都市計画部都市計画課

春日市都市整備部都市計画課

大野城市建设部都市計画課

志免町地域整備課

粕屋町都市整備課

福岡県告示第1201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成

19年6月18日から同年7月2日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 变更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

大野城市大字乙金、乙金東一丁目、乙金二丁目、乙金三丁目、乙金台三丁目、大城二丁目、大城三丁目、大字牛頸及び筒井五丁目の各一部

糟屋郡粕屋町駕与丁二丁目の一部

3 变更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

大野城市建设部都市計画課

粕屋町都市整備課

福岡県告示第1202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年6月18日から同年7月2日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 变更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

福岡都市計画道路3・4・77号現人橋乙金線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

大野城市大字乙金、乙金二丁目、乙金三丁目及び乙金東一丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

大野城市建設部都市計画課

福岡県告示第1203号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成19年6月7日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許 可 番 号
株式会社 ホートク工業	大野城市乙金東2-14-10	持田 貴子	平成18年10月6日 福岡県知事許可（般-18） 第101267号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社ホートク工業は、役員が公務執行妨害等の罪を犯したことにより、懲役1年6月の有罪判決を受けて執行猶予中であり、建設業法第8条第10号に定める欠格要件に該当していたにもかかわらず、平成18年8月2日に行った建設業の許可申請において、そのことを秘し、役員が建設業法第8条各号に定める欠格要件に該当しない旨記載した「誓約書」及び賞罰がない旨記載した「略歴書」を添付し、不正の手段により建設業法第3条第1項の許可を得た。このことは、建設業法第29条第1項第5号に該当する。

福岡県告示第1204号

筑後市下妻土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏 名	住 所
水 町 好	筑後市大字下妻516番地9

福岡県告示第1205号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人市民互助一期一会デイサービス

(2) 代表者の氏名

佐藤 須美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市宮ノ陣町大社446番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民がお互いに助け合う事によって、高齢、少子社会を健康かつ安心に、生き甲斐を持って過ごすことができる明るい活力ある長寿福祉社会を目指し、自主、自立、自由、尊厳の精神をもって、在宅福祉サービスに関する事業等

を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1206号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人プレスオブセンス協会

(2) 代表者の氏名

細田 光俊

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市篠山町12番地3パークノヴァ久留米中央406号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ストレスの重圧に苦しむ人々に対して、ストレス発散を促進することで人が持つ本来の自然治癒力を活性化する療法（以下「自然療法」という。）に関する事業を行うことで、健康の維持及びその増進を図るとともに、この自然療法のインストラクターの育成を通して職業能力の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1207号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のように定めたので、同条第5項の規定により公告する。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（福岡県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち福岡県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ヲに掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 平成16年度における量（トン／日）
生活排水	6	6
産業排水	9	9
その他	2	2
合計	17	17

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 平成16年度における量（トン／日）
生活排水	6	6
産業排水	14	14
その他	4	4
合計	24	24

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	(参考) 平成16年度における量（トン／日）
生活排水	0.4	0.4
産業排水	0.3	0.3
その他の排水	0.1	0.1
合計	0.8	0.8

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水対策

瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の削減を図るために、工場・事業場排水はもとより、生活系発生源の占める割合が大きいことから、市町村と協力して生活排水対策の計画的な推進に努めなければならない。

このため下水道の整備を一層促進するとともに、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及び屎処理施設の整備を促進するとともに、生活排水処理の高度化、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を一層推進することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

ア 下水道の整備

下水道の整備については、社会資本整備重点計画との整合を図りながら、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を推進するものとする。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口（千人）	処理人口（千人）
21	1,132	966

処理人口は、実処理人口を示す。

イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業の活用等により、浄化槽の整備を促進するとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

のとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備、促進を図るものとする。

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、その整備、促進を図るものとする。

コミュニティ・プラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図るものとする。

なお、浄化槽については、建築基準法、浄化槽法、「福岡県浄化槽法施行細則」（昭和60年福岡県規則第51号）及び「福岡県浄化槽事務取扱指導要領」（平成18年2月1日17廢第2448号・17建第2790号環境部長・建築都市部長通知）等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

屎処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び改善、高度処理の導入等により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

ウ その他の生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び「福岡県生活排水対策要綱」に基づき、関係市町村と協力し、厨芥の流出防止、食用廃油の適正処理等の家庭内排水対策についての啓発、普及を推進するものとする。

また、特に対策が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、生活排水対策に計画的、総合的に取り組むものとする。

(2) 産業排水対策

産業排水については、総量規制基準の設定及びこれに基づく事業場立入検査の実施等により、事業場の総量削減を推進し、削減目標量の達成を図るものとする。

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量削減のために採られた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

るものとする。

特に、新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入等が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

なお、総量規制基準に係るCc等の値は、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により設定することとし、一部の業種については、製造工程等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

特定事業場のうち、総量規制基準が適用されない工場・事業場については、汚水等の処理の方法等に関し、報告の徴収及び立入検査を実施し、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」等に基づき必要な指導等を行うことにより削減目標量の達成を図るものとする。

また、その他の事業場等については、適宜必要な調査を実施することにより排出水の特性等実態の把握に努めるとともに、必要に応じ指導、助言等を行うものとする。

(3) その他の発生源対策

その他の発生源である、農地、畜産及び養殖漁場については、それぞれ次の施策を推進し削減目標量の達成を図るものとする。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等の活用を通じて肥料の施用量の低減を図るものとする。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法

律、家畜排せつ物の利用の促進を図るために県計画等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進するものとする。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るために、持続的養殖生産確保法等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るために、地域の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 河川及び海域の環境整備

河川及び海域の環境を改善するため、必要に応じ、下記事業を推進するものとする。

ア 河川及び沿岸部の汚泥の浚渫

イ 河川の流量確保

ウ 干潟の保全・回復

エ その他河川、沿岸等の環境の保全に関する事業

(2) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び瀬戸内海水域へ流入する汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川等公共用水域の水質監視、工場・事業場に対する立入検査等の実施による総量規制基準の遵守状況の監視及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

(3) 教育、啓発等

水質総量規制の目標を達成するためには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、水質総量規制の趣旨及び内容について、自治体の広報紙等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図るものとする。

事業者に対しては、各種の講習会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践及び一般ごみの不法投棄の防止等に努めるよう広く啓発等を行うものとする。

児童、生徒に対しては、学校教育等の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及、啓発に努めるものとする。

(4) 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な排水処理技術の調査研究及び普及に努めるものとする。

(5) 中小企業の助成措置等

中小企業等が行う水質汚濁防止のための施設等の整備については、融資制度の周知に努めるものとする。

(6) 合流式下水道の改善

合流式下水道の効率的な改善を行うための調査・研究を推進するとともに、計画的な改善を図るものとする。

福岡県告示第1208号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のように定め、平成19年9月1日から施行する。

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成14年7月福岡県告示第1157号）は、廃止する。ただし、平成19年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（平成19年9月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る化学的酸素要求量に係る総量規制基準については、平成21年4月1日の前日までの間は、なお、従前の例による。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条第1項に規定する区域のうち福岡県の区域

2 適用する工場又は事業場

法第2条第5項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、別表1の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表1

項	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \times Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第5条の規定による許可の申請又は法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_c = (C_{cj} \times Q_{cj} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{co} \times Q_{co}) \times 10^{-3}$

備考

別表1に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 、 C_{co} 、 Q_c 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_c 別表3第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{cj} 別表3第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{ci} 別表3第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{co} C_c と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_c 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Qcj 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Qci 昭和55年7月1日から平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Qco 特定排出水の量（Qcj及びQciを除く。）（単位 1日につき立方メートル）
ただし、別表2の中欄に掲げる施設に係る特定排出水にあっては、上記の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる基準日の前日までに設置されるものについてはQco（基準日以後に特定施設の構造等変更により増加する特定排出水を除く。）を、基準日以後に設置されるものについてはQcj（同表1の項から4の項までについてはQci（平成3年7月1日以後、特定施設の設置又は構造等変更により増加する特定排出水については、Qcj））を適用する。

なお、一つの指定地域内事業場に2以上の業種等が存在する場合の総量規制基準は、別表3に掲げる業種その他の区分ごとに別表1に掲げる算式により算定した汚濁負荷量を合計したものとする。

別表2

項	追加特定施設	基準日
1	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号）の施行により新たに追加された特定施設	昭和57年7月1日
2	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号）の施行により新たに追加された特定施設	昭和58年1月1日
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号）の施行により新たに追加された特定施設	平成元年4月1日
4	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成2年政令第266号）の施行により新たに追加された特定施設	平成3年4月1日

5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号）の施行により新たに追加された特定施設	平成3年10月1日
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）の施行により新たに追加された特定施設	平成9年12月1日
7	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号）の施行により新たに追加された特定施設	平成10年6月17日
8	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号）の施行により新たに追加された特定施設	平成12年3月1日
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第391号）の施行により新たに追加された特定施設	平成12年10月1日
10	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号）の施行により新たに追加された特定施設	平成13年7月1日

別表3

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)			備 考
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	

12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味噌製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	

34	穀類でんぶん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	20	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	
44	清酒製造業	30	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	30	30	30	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	80	80	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30	

59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	
63	繊維工業で織維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	

71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	

82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	110	100	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	

89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による纖維板製造業	40	40	40	
96	纖維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。

108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ50とする。		112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ50とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ130とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。		113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。		114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・ステレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ70とする。		115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
							116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
							117	発酵工業	120	110	110	
							118	コールタール製品製造業	120	120	120	

119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ70とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ130とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	

125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エヌテル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	

145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス纖維（長纖維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	

164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	碎石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	

185	引抜钢管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき钢管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	プリント回路製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	10	10	10	

206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	10	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	
210	空瓶卸売業	30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の(1)及び(2)の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	30	平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の(1)及び(2)の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	
					(1) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの（平成18年2月1日以降に設置されるものを除く。）にあっては、第3欄の(1)の値は、40とする。 (2) 第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものであって、昭和55年建設

221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄の(1)及び(2)の値は、40とする。 (3) 建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては（平成18年2月1日以降に設置されるものに限る。）、第3欄の値は、それぞれ25とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	40	平成18年2月1日以降に設置されるものにあっては、第3欄の値は、それぞれ30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るもの）	40	30	20	
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20	

232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	10	10	10	指定地域内事業場のし尿又は雑排水（整理番号209の項、212の項（弁当仕出屋に限る。）、213の項、214の項、220の項、221の項及び231の項を除く。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、50、50とする。
-----	------------------------	----	----	----	---

福岡県告示第1209号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、窒素含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成19年9月1日から施行する。

窒素含有量に係る総量規制基準（平成14年7月福岡県告示第1158号）は、廃止する。ただし、平成19年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（平成19年9月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る窒素含有量に係る総量規制基準については、平成21年4月1日の前日までの間は、なお、従前の例による。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ヲに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

法第2条第5項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、別表1の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄

に掲げるとおりとする。

別表1

項	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_N = C_N \times Q_N \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第5条の規定による許可の申請又は法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_N = (C_{Ni} \times Q_{Ni} + C_{No} \times Q_{No}) \times 10^{-3}$

備考

別表1に掲げる式において、 L_N 、 C_N 、 C_{Ni} 、 C_{No} 、 Q_N 、 Q_{Ni} 及び Q_{No} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_N 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_N 別表2第3欄(1)に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{Ni} 別表2第3欄(2)に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{No} C_{Ni} と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_N 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{Ni} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_{No} 特定排出水の量（ Q_{Ni} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

なお、一つの指定地域内事業場に2以上の業種等が存在する場合の総量規制基準

は、別表2に掲げる業種その他の区分ごとに別表1に掲げる算式により算定した汚濁負荷量を合計したものとする。

別表2

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		備 考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	肉製品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	45	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味噌製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10	

19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖 製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
27	ピスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業（整理番号 25の項から前項までに掲げる ものを除く。）	20	10	
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その 他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぶん製造業	20	10	
35	めん類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮 豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	

45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を 含む。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に 掲げるもの及び衣服その他の 繊維製品に係るもの）で整毛工程に係 るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係る もの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整 理工程（のり抜き、精練漂白 、シルケット加工その他の染 色整理工程に付帯して行われ る加工処理工程（以下「染色 整理工程付帯加工処理工程」 という。）を含む。）に係る もの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整 理工程（染色整理工程付帯加工 処理工程を含む。）に係る もの（前項に掲げるものを除く 。）	20	10	綿織物捺染工程にあっては、 第3欄(1)の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整 理工程（染色整理工程付帯加 工処理工程を含む。）に係る もの	20	10	

61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。）	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	

77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	

83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	

93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による纖維板製造業	20	10	
96	纖維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	
101	製版業	20	20	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ200とする。 (3) 尿素製造工程にあっては、第3欄(1)の値及び(2)の値は、それぞれ1,500、1,200とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	40	

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	

118	コールタール製品製造業	1,000	1,000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、40とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、40とする。

126	脂肪酸・硬化油・グリセリン 製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲 げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又 はその化合物を原料として使 用するものに限る。）にあつ ては、第3欄(1)及び(2)の値は 、それぞれ75、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるも のを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧 用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（に かわ製造業を含む。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品 製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号102の項 から前項までに掲げるものを 除く。）	15	10	

147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業（前項に掲げる ものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	1,000	800	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造 業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス 成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲 げるものを除く。）	20	10	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具 製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器 具製造業	20	10	
162	ガラス繊維（長纖維に限る。 ）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（ 前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理 番号156の項から前項までに 掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	

167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ薬製造業	20	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ1,000、800とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。

182	钢管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
183	伸鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
185	引抜钢管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき钢管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	

196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	プリント回路製造業	20	10	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	20	10	民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）又は半導体素子製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ30、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、第3欄(1)の値は、30とする。
208	ガス製造工場	20	10	

209	下水道業	20	10	平成14年9月30日までに他事業により設置された汚水処理施設にあっては、第3欄(2)の値は、20とする。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15	
213	飲食店	25	15	
214	宿泊業	25	15	
215	リネンサプライ業	25	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	15	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	25	15	
219	自動車整備業	25	15	
220	病院	25	15	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	10	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	30	10	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るもの）	20	10	
224	ごみ処理業	25	15	

225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	40	20	
227	死亡獣畜取扱業	25	15	
228	と畜場	25	15	
229	中央卸売市場	25	15	
230	地方卸売市場	25	15	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	25	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	10	10	指定地域内事業場のし尿又は雑排水（整理番号209の項、212の項（弁当仕出屋に限る。）、213の項、214の項、220の項、221の項、222の項、223の項及び231の項を除く。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ45とする。

福岡県告示第1210号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、りん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成19年9月1日から施行する。

りん含有量に係る総量規制基準（平成14年7月福岡県告示第1159号）は、廃止する。ただし、平成19年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（平成19年9月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係るりん含有量に係る総量規制基準については、平成21年4月1日の前日までの間は、なお、従前の例による。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ヲに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

法第2条第5項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、別表1の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表1

項	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_P = C_P \times Q_P \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第5条の規定による許可の申請又は法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_P = (C_{Pi} \times Q_{Pi} + C_{Po} \times Q_{Po}) \times 10^{-3}$

備考

別表1に掲げる式において、 L_P 、 C_P 、 C_{Pi} 、 C_{Po} 、 Q_P 、 Q_{Pi} 及び Q_{Po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_P 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_P 別表2第3欄(1)に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{Pi} 別表2第3欄(2)に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_PO C_Pと同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）
 Q_P 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
 Q_{Pi} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）
 Q_{P0} 特定排出水の量（Q_{Pi}を除く。）（単位 1日につき立方メートル）
 なお、一つの指定地域内事業場に2以上の業種等が存在する場合の総量規制基準は、別表2に掲げる業種その他の区分ごとに別表1に掲げる算式により算定した汚濁負荷量を合計したものとする。

別表2

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		備考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	肉製品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	

14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き魚介類・塩干・塩蔵品製造業を含む。）	3	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味噌製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぶん製造業	3	1.5	
35	めん類製造業	3	1.5	

37	豆腐・油揚製造業	5	1	
38	あん類製造業	5	1	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5	
41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	2	1	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	1	

59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1	
63	繊維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	

71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	

82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき和紙製造業	2	1	

90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による纖維板製造業	2	1	
96	纖維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ6.5、4とする。

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ6.5、4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ6.5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ6.5、4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ6.5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	

121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第3欄(1)の値は、6とする。
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	

140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
154	なめしかわ製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	

161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	碎石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2	1	
172	うわ薬製造業	2	1	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	2	1	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	

182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜钢管製造業	2	1	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき钢管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	2	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄(1)の値は、4とする。

202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	(1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄(1)の値は、4とする。 (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄(1)の値は、8とする。
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	プリント回路製造業	2	1	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄(1)の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄(1)の値は、4とする。
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2	1	平成14年9月30日までに他事業により設置された汚水処理施設にあっては、第3欄(2)の値は、2とする。
210	空瓶卸売業	4	2	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	4	2	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2	

213	飲食店	4	2	
214	宿泊業	4	2	
215	リネンサプライ業	5	1	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	5	1	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	4	2	
219	自動車整備業	4	2	
220	病院	4	2	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	3	1	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	3	1	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	2	1	
224	ごみ処理業	4	2	
225	廃油処理業	4	2	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	4	1	
227	死亡獣畜取扱業	4	2	
228	と畜場	4	2	
229	中央卸売市場	4	2	
230	地方卸売市場	4	2	

231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	4	2	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	1	1	指定地域内事業場のし尿又は雑排水（整理番号209の項、212の項（弁当仕出屋に限る。）、213の項、214の項、220の項、221の項、222の項、223の項及び231の項を除く。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ4.5とする。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第9号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として、平成19年6月7日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により次のように告示する。

平成19年6月18日

福岡県教育委員会

1 技能教育のための施設の名称

受付期間 平成19年4月1日～4月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒木行也後援会	荒木行也	荒木行也	みやま市高田町黒崎開848	平成19年4月16日
えのもと義憲後援会	榎本弘毅	榎本義勝	豊前市大字堀立665-2	平成19年4月27日
大坪ひろみ後援会	大坪洋己	大坪洋己	みやま市高田町江浦町388-1	平成19年4月20日

高宮学院高等部

（福岡市南区野間1-11-25新松崎ビル2階）

2 連携措置をとろうとする高等学校の名称

第一薬科大学付属高等学校 普通科

（福岡市南区玉川町22番1号）

3 連携措置の係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
商品と流通	商品と流通
マーケティング	マーケティング
英語実務	英語実務

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

大野慶裕後援会	特手昇	深蔵正弘	京都郡苅田町新浜町1-3 日産労組九州支部内	平成19年4月25日
岡優吉後援会	熊川正彰	熊川和子	みやま市瀬高町松田1290	平成19年4月19日
川端耕一を応援する会耕青会	座小田和宏	岩本哲也	北九州市門司区大里東4丁目13-5	平成19年4月18日
苅田山幸会	畠田正博	塩見和徳	行橋市中央2丁目13-10	平成19年4月25日
玄洋聖恩会	横道忠臣	横道忠臣	福岡市博多区博多駅南6丁目8-30トピレック博多105	平成19年4月20日
坂口孝文後援会	坂口孝文	坂口孝文	みやま市高田町上楠田2284	平成19年4月16日
小路新司後援会	小路新司	小路新司	糟屋郡新宮町花立花2丁目5-7	平成19年4月6日
篠原茂後援会	藤島勝	松岡義明	宮若市下214-1	平成19年4月10日
杉野重敏後援会	杉野重敏	杉野重敏	みやま市高田町江浦1242	平成19年4月16日
高木良之後援会	高木良之	樋口敏之	八女郡星野村5062	平成19年4月19日
田原むねのり後援会	田村義高	田原朋子	築上郡築上町大字越路1182-1	平成19年4月13日
辻一生後援会	兵頭吉久	辻一生	糟屋郡新宮町大字上府639-4	平成19年4月10日
中西しげあき躍進の会福岡	廣門俊信	直塚正昭	福岡市中央区大名2丁目10-2 シャンボール大名B棟202号室	平成19年4月18日
仁比そうへい弁護士の議員活動をサポートする法律家連絡会	吉野高幸	澤幸男	北九州市小倉北区金田2丁目6-4リーガルタワー3F	平成19年4月2日
日本保育推進連盟福岡市支部	永野繁登	永野繁登	福岡市南区向野1丁目7-23 主川保育園内	平成19年4月2日
はたえー正を支援する会	波多江一正	波多江文子	糸島郡二丈町大字長石593-2	平成19年4月2日
平本よしかず後援会	平本芳一	平本節子	春日市伯玄町2丁目55-8	平成19年4月6日
御手洗寿乃後援会	御手洗昇	御手洗正孝	糟屋郡須恵町大字植木393	平成19年4月4日
三原朝彦後援会三伸会	中村信義	米谷禮一	北九州市八幡西区引野1丁目5-31	平成19年4月9日

山村たいじ後援会	山村太二	山村晃司	久留米市国分町1448-6	平成19年4月9日
----------	------	------	---------------	-----------

(23団体)

備考 仁比そうへい弁護士の議員活動をサポートする法律家連絡会は総務省届出から変更

福岡県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成19年6月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年4月1日～4月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党21世紀福岡をつくる会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉北区上富野2丁目2-12-508	筑紫郡那珂川町大字仲57-2	平成19年4月20日	平成19年4月26日
	代表者	石橋順一	草場恒夫		
	会計責任者	小堺シゲ子	岩崎強		
自由民主党福岡県港湾支部	会計責任者	馬庭秀秋	高橋征司	平成19年4月1日	平成19年4月16日
自由民主党福岡県文教振興支部	主たる事務所の所在地	福岡市東区香住ヶ丘4丁目2-22-304	福岡市博多区博多駅中央街7-2博多S Sビル株教育施設研究所内	平成19年4月9日	平成19年4月13日
自由民主党福岡県林材支部	会計責任者	永末昭雄	園田祐司	平成19年4月1日	平成19年4月5日
民主党福岡県第9総支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区則松6丁目5-10	北九州市八幡東区前田1丁目4-7	平成19年4月11日	平成19年4月17日

(5団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		

浅山樹治後援会	主たる事務所の所在地	みやま市瀬高町本郷701	山門郡瀬高町大字本郷701番地	平成19年1月29日	平成19年4月19日
洗川鉄也後援会	代表者	寺川了 祿	渡辺正己	平成19年4月2日	平成19年4月2日
一心会	主たる事務所の所在地	みやま市山川町立山1009	山門郡山川町大字立山1009	平成19年1月29日	平成19年4月17日
飯塚医師連盟	会計責任者	馬郡良英	平野義人	平成18年4月1日	平成19年4月2日
いいもり利康を育てる会	主たる事務所の所在地	福岡市南区長住4丁目2-30	福岡市南区長住2丁目22-1	平成19年4月14日	平成19年4月23日
伊藤法博後援会	会計責任者	北原悟	鳥巣博雪	平成19年1月23日	平成19年4月4日
いなとみ修二後援会	主たる事務所の所在地	行橋市西宮市2丁目19-10 長部ビル1F 3号室	福岡市中央区天神4丁目4-26-1F	平成19年4月25日	平成19年4月25日
井上博隆後援会	主たる事務所の所在地	大野城市上大利3丁目9-14	大野城市上大利566-1	平成19年4月22日	平成19年4月26日
いりえ種文後援会	代表者	中村隆暢	水崎三千一	平成19年4月24日	平成19年4月27日
大川市の明日を考える会	代表者	石橋忠敏	平出憲之	平成19年4月2日	平成19年4月6日
大久保むが後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区日吉台1丁目9-3	北九州市八幡東区川端町3-26	平成19年4月26日	平成19年4月26日
小川みつよし後援会	代表者	小川岩男	草場賢一郎	平成19年4月22日	平成19年4月25日
おちいし俊則後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区馬出4丁目2-17 教育会館内	福岡市東区奈多3丁目4-2	平成19年4月25日	平成19年4月25日
片山おさむ後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区東貴1丁目17-1	北九州市小倉南区東貴2丁目18-25	平成19年4月1日	平成19年4月26日
亀田国夫を育てる会	会計責任者	崎野晴実	城戸昭	平成19年3月29日	平成19年4月11日
かわばた耕一後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区原町別院1-1	北九州市門司区羽山1丁目7-4	平成19年4月4日	平成19年4月13日
北九州の未来を考える会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央2丁目24-5 芳賀ビル402	北九州市八幡東区前田1丁目4番7号	平成19年4月24日	平成19年4月26日

北橋健治を育てる会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央2丁目24-5 芳賀ビル402	北九州市八幡東区前田1丁目4-7	平成19年4月24日	平成19年4月26日
北橋健治後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央2丁目24-5 芳賀ビル402	北九州市八幡東区前田1丁目4-7	平成19年4月24日	平成19年4月26日
北橋健治ハートフルクラブ	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央2丁目24-5 芳賀ビル402	北九州市八幡東区前田1丁目4-7	平成19年4月24日	平成19年4月26日
国際勝共連合福岡県本部	主たる事務所の所在地	小郡市寺福童496-11-506	福岡市中央区赤坂3丁目7-18-202	平成19年4月1日	平成19年4月5日
佐藤満後援会	会計責任者	中島典夫	江藤悦次	平成19年4月2日	平成19年4月2日
下川としひで後援会	主たる事務所の所在地	中間市岩瀬2丁目4-16	中間市大字岩瀬1丁目4	平成19年4月27日	平成19年4月27日
政治結社殉国青年塾	会計責任者	林吾郎	大山晴海	平成19年4月12日	平成19年4月12日
鷹の会	代表者	徳永雅典	黒木進	平成19年4月9日	平成19年4月11日
竹内和男後援会	会計責任者	竹内幸子	横山アイ子	平成19年4月3日	平成19年4月3日
たはら耕一後援会	主たる事務所の所在地	前原市大字井原1288	前原市大字井原1303	平成19年4月1日	平成19年4月2日
長裕海後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区箱崎1丁目32-15	福岡市東区箱崎1丁目28-6	平成19年4月12日	平成19年4月17日
		福岡市東区箱崎1丁目28-6	福岡市東区箱崎1丁目32-15	平成19年1月19日	平成19年4月5日
長友信行を応援する会	会計責任者	梅川晃宏	松坂勝仁	平成19年4月19日	平成19年4月23日
西よしてる後援会	会計責任者	西寛人	西好文	平成18年10月1日	平成19年4月5日
日本薬業政治連盟福岡県支部	代表者	平田次雄	大黒治一	平成19年4月1日	平成19年4月11日
P.R.U西鉄政治センター	代表者	坂口文智	笹井範男	平成18年10月1日	平成19年4月19日
福岡県商工政治連盟福津市支部	団体名称	福岡県商工政治連盟福津市支部	福岡県商工政治連盟福間町支部	平成19年4月1日	平成19年4月24日
福岡県獣医師政治連盟	会計責任者	畠中啓吾	竹田守	平成19年4月1日	平成19年4月20日

福岡県農政連久留米市支部	代 表 者	森 光 繼 夫	浜 崎 正 己	平成18年5月17日	平成19年4月2日
福岡県農政連柳川支部	会計責任者	山 口 幸 博	江 崎 辰 尋	平成19年4月1日	平成19年4月6日
福岡県木材産業政治連盟	会計責任者	小 柳 博 介	山 口 幸 弘	平成19年4月1日	平成19年4月5日
福岡市医師連盟	代 表 者	宮 崎 良 春	樋 口 正 士	平成18年4月1日	平成19年4月2日
ふくおか21フォーラム	代 表 者	砂 川 由 弘	定 宗 義 孝	平成19年4月2日	平成19年4月6日
松尾ひとみ後援会	主たる事務所の所在地	福津市若木台1丁目8-3	宗像郡福間町若木台1丁目8-3	平成17年1月24日	平成19年4月4日
南筑後農政連	会計責任者	野 田 光 昭	近 藤 順 一	平成19年4月1日	平成19年4月11日
門司薬剤師政治連盟	代 表 者	本 間 司 郎	木 下 正 博	平成19年4月1日	平成19年4月2日
和田和馬後援会	代 表 者	山 根 登 志 春	山 根 功	平成19年4月11日	平成19年4月11日

(43団体)

福岡県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があつたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年4月1日～4月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
井手善来後援会	平成19年4月12日	平成19年4月18日
尾木久俊後援会	平成18年12月31日	平成19年4月2日
清原留夫後援会	平成18年11月10日	平成19年4月2日

笹栗稔宏後援会	平成18年12月31日	平成19年4月2日
佐藤克司後援会	平成18年5月30日	平成19年4月25日
佐藤暉後援会	平成19年4月24日	平成19年4月26日
佐藤千津子後援会	平成19年4月25日	平成19年4月25日
聖母マリアの会	平成19年4月19日	平成19年4月19日
高松太助後援会	平成18年9月30日	平成19年4月2日
竹本裕吉後援会	平成19年3月31日	平成19年4月2日
田中じゅん後援会	平成19年4月26日	平成19年4月26日
筑善会	平成19年4月12日	平成19年4月18日
とよむら修とともに歩む会	平成19年3月31日	平成19年4月10日

中 須 郁 夫 後 援 会	平成19年3月31日	平成19年4月10日
中 村 さ な え 後 援 会	平成19年4月2日	平成19年4月2日
長 友 信 行 を 応 援 す る 会	平成19年4月20日	平成19年4月23日
浜 田 一 雄 後 援 会	平成19年3月31日	平成19年4月9日
福岡県商工政治連盟福津市津屋崎支部	平成19年3月31日	平成19年4月24日
藤 永 勝 己 後 援 会	平成19年3月31日	平成19年4月24日
み の り の 里	平成19年3月28日	平成19年4月2日
よ し だ 重 利 会	平成19年4月27日	平成19年4月27日
よ し だ 重 利 後 援 会	平成19年4月27日	平成19年4月27日
(平成16年法第17条2項適用団体) 柴 田 英 人 後 援 会	平成19年3月31日	平成19年4月23日
(平成18年法第17条2項適用団体) 豊 愛 会	平成19年4月9日	平成19年4月9日
(平成19年法第17条2項適用団体) 篠 原 茂 後 援 会	平成19年4月9日	平成19年4月10日

(平成19年法第17条2項適用団体) 中 口 朗 後 援 会	平成18年3月31日	平成19年4月17日
(平成19年法第17条2項適用団体) 全国市町村行政浄化連絡協議会・九州総本部	平成19年4月11日	平成19年4月11日
(平成19年法第17条2項適用団体) 山 田 已 代 子 後 援 会	平成19年4月6日	平成19年4月6日

(28団体)

福岡県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次とおり告示する。

平成19年6月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年4月1日～4月30日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
大 坪 洋 己	みやま市議会議員	大 坪 ひろみ後援会	みやま市高田町江浦町388-1	大 坪 洋 己	平成19年4月19日	平成19年4月20日
小 路 新 司	新宮町議会議員	小 路 新 司 後 援 会	糟屋郡新宮町花立花2丁目5-7	小 路 新 司	平成19年4月6日	平成19年4月6日
波 多 江 一 正	二丈町議会議員	はたえー正を支援する会	糸島郡二丈町大字長石593-2	波 多 江 一 正	平成19年4月1日	平成19年4月2日
平 本 芳 一	春 日 市 議 会 議 員	平本よしかず後援会	春日市伯玄町2丁目55-8	平 本 芳 一	平成19年4月1日	平成19年4月6日
山 村 太 二	久 留 米 市 議 会 議 員	山村たいじ後援会	久留米市国分町1448-6	山 村 太 二	平成19年4月6日	平成19年4月9日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があつたので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年4月1日～4月30日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
浅山樹治	みやま市議会議員	浅山樹治後援会	主たる事務所の所在地	みやま市瀬高町本郷701番地	山門郡瀬高町大字本郷701番地	平成19年1月29日	平成19年4月19日
			公職の種類	みやま市議会議員	瀬高町議会議員		
稻富修二	福岡県知事	いなとみ修二後援会	主たる事務所の所在地	行橋市西宮市2丁目19-10 長部ビル1F3号室	福岡市中央区天神4丁目4-26-1F	平成19年4月25日	平成19年4月25日
井上博隆	福岡県議会議員	井上博隆後援会	主たる事務所の所在地	大野城市上大利3丁目9-14	大野城市上大利566-1	平成19年4月22日	平成19年4月26日
大久保無我	福岡県議会議員	大久保むが後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区日吉台1丁目9-3	北九州市八幡東区川淵町3-26	平成19年4月26日	平成19年4月26日
落石俊則	福岡市議会議員	おちいし俊則後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区馬出4丁目2-17 教育会館内	福岡市東区奈多3丁目4-2	平成19年4月25日	平成19年4月25日
片山尹	北九州市議会議員	片山おさむ後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区東貴1丁目17-1	北九州市小倉南区東貴2丁目18-25	平成19年4月1日	平成19年4月26日
川端耕一	北九州市議会議員	かわばた耕一後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区原町別院1-1	北九州市門司区羽山1丁目7-4	平成19年4月4日	平成19年4月13日
北橋健治	北九州市長	北橋健治を育てる会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央2丁目24-5 芳賀ビル402	北九州市八幡東区前田1丁目4-7	平成19年4月24日	平成19年4月26日

(8団体)

福岡県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があつたので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成19年4月1日～4月30日

法第19条第3項第1号による届出

平成19年6月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
尾木久俊	香春町議会議員	尾木久俊後援会	尾木久俊	平成18年12月31日	平成19年4月2日
佐藤暉	志免町議会議員	佐藤暉後援会	佐藤暉	平成19年4月24日	平成19年4月26日
田中淳	福岡県議会議員	田中じゅん後援会	田中淳	平成19年4月26日	平成19年4月26日
井手善来	福岡県議会議員	筑善会	井手善来	平成19年4月12日	平成19年4月18日
長友信行	福岡市議会議員	長友信行を応援する会	長友信行	平成19年4月20日	平成19年4月23日
浜田一雄	福岡市議会議員	浜田一雄後援会	浜田一雄	平成19年3月31日	平成19年4月9日
須藤健二	二丈町議会議員	みのりの里	須藤健二	平成19年3月28日	平成19年4月2日
山崎広太郎	福岡市長	山崎広太郎後援会	山崎広太郎	平成18年12月31日	平成19年4月26日
吉田重利	福岡市議会議員	よしだ重利会	吉田重利	平成19年4月27日	平成19年4月27日
吉野慎一	小竹町議会議員	吉野しんいち後援会	吉野慎一	平成18年12月25日	平成19年4月18日
柴田英人	水巻町議会議員	柴田英人後援会	柴田英人	平成19年3月31日	平成19年4月23日
中口朗	宮田町議会議員	中口朗後援会	中口朗	平成18年3月31日	平成19年4月17日
山田巳代子	川崎町議会議員	山田巳代子後援会	山田巳代子	平成19年4月6日	平成19年4月6日

(13団体)

公安委員会

福岡県公安委員会規則第13号

福岡県警察職員特別賞じゆつ金支給規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年6月18日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員特別賞じゆつ金支給規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員特別賞じゆつ金支給規則（昭和39年福岡県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中「第29条第1項から第3項まで及び第5項」を「第29条第1項、第2項、第5項及び第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県警察職員特別賞じゆつ金支給規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

福岡県公安委員会規則第14号

福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年6月18日

福岡県公安委員会

福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する規則（平成3年福岡県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「災害」を「災害等」に改める。

第6条第1項中「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「令」という。）別表第2に定める1級から14級までの障害の等級」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18

年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）別表第2に定める1級から14級までの障害等級」に改め、同条第2項中「令別表第2に定める1級から14級までの障害の等級」を「規則別表第2に定める1級から14級までの障害等級」に改める。

第7条第1項中「令別表第2に定める他の等級」を「規則別表第2に定める他の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第2中「**障害の等級**」を「**障害等級**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害等に伴う見舞金の支給に関する規則第6条、第7条及び別表第2の規定は、平成18年8月18日から適用する。

福岡県公安委員会告示第187号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獵銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年6月18日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成19年7月20日（金）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 獵銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	獣銃及び空気銃の所持に関する法令 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考查
16：30～17：00	考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、獣銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び獣銃等講習通知書並びにテキスト「獣銃等取扱説本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第188号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獣銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年6月18日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成19年7月11日（水） 13：30～16：30	みやま市瀬高町下庄501番地4 瀬高警察署 会議室	瀬高警察署

平成19年7月24日（火） 13：30～16：30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
平成19年7月26日（木） 13：30～16：30	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署
平成19年7月31日（火） 13：30～16：30	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署

2 獣銃等講習科目

- (1) 獣銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、獣銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び獣銃等講習通知書並びにテキスト「獣銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・6・6	2686	告示	1122	6			16		檜原誠一	檜原誠一
							21		佐藤富士生	佐藤富士生
			1125	7			後ろから 6		川上利一	井上利一

平成19年6月18日 月曜日

福岡県公報

第2691号 46

定価 一箇月、三五〇円(税込・郵便料別)

[発行] 福岡市 〒812-8577
[印刷] 福岡市 〒812-0007

福岡県総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
九州チユエツ株式会社 (電話 092-411-8367)

100

支局印合せ用印(印合せ用印)を押す